

令和2年度

監査結果報告書（前期）

定期監査

公の施設の指定管理者監査

石狩市監査委員

目 次

第1 定期 監 査	1
1 監 査 期 間	1
2 監 査 範 囲	1
(1) 対象部局・実施期間	1
(2) 監査項目・対象書類	2
3 着 眼 点	5
4 監 査 方 法	6
5 監 査 結 果	6
(1) 総 務 部	6
(2) 企 画 経 済 部	7
(3) 環 境 市 民 部	7
(4) 保 健 福 祉 部	7
(5) 建 設 水 道 部	7
(6) 厚 田 支 所	8
(7) 浜 益 支 所	8
(8) 教育委員会生涯学習部	8
(9) 農業委員会事務局	8
第2 公の施設の指定管理者監査	9
1 監 査 期 間	9
2 監 査 範 囲	9
3 着 眼 点	9
(1) 指 定 管 理 者	9
(2) 所 管 部 局	9
4 監 査 方 法	10
5 監 査 結 果	11
6 参 考 資 料	12
(1) 公 の 施 設	12
(2) 指 定 管 理 者	14

第 1 定期監査

1 監査期間

令和 2 年 4 月 17 日から 6 月 9 日まで

2 監査範囲

令和 2 年度監査等計画及び令和 2 年度監査実施計画（前期）に基づいて、令和元年度の事務執行分を基本とし、必要に応じて他の年度の執行状況を勘案して監査を行った。

(1) 対象部局・実施期間

部 局	抽 出 課（令和元年度現在）	実 施 期 間
監査事務局		4 月 17 日
北石狩公平委員会事務局		4 月 17 日
総務部	総務課、情報政策課	4 月 17 日～20 日
企画経済部	農政課、林業水産課、商工労働観光課	4 月 21 日～27 日
財政部	財政課	4 月 28 日
環境市民部	環境保全課、ごみ・リサイクル課、広聴・市民生活課	4 月 28 日～5 月 8 日
保健福祉部	スポーツ健康課、国民健康保険課	5 月 11 日～18 日
	障がい福祉課、高齢者支援課、保健推進課	5 月 26 日～6 月 9 日
建設水道部	都市整備課、水道営業課、水道施設課、下水道課	5 月 20 日～27 日
厚田支所	地域振興課	5 月 29 日～6 月 1 日
浜益支所	地域振興課	5 月 29 日～6 月 1 日
教育委員会 生涯学習部	総務企画課、社会教育課、文化財課	6 月 2 日～8 日
農業委員会事務局		6 月 9 日

※障がい福祉課、高齢者支援課、保健推進課については、新型コロナウイルス感染症関連業務の状況を踏まえ、実施期間を変更した。

(2) 監査項目・対象書類

監査項目	対象書類
① 収入金の収入事務（抽出）	収入金の決定書、調定票、納入通知書、収入原簿など、収入に関する書類
北石狩公平委員会事務局	公平委員会負担金
総務部	自衛官募集事務委託金、個人番号カード交付事業費補助金、介護保険事業システム改修費補助金、情報公開公文書交付費用、市誌等売払代金
企画経済部	市営土地改良事業分担金、基幹水利施設管理事業補助金、環境保全型農業直接支払交付金、林地台帳閲覧手数料、森林整備地域活動支援交付金、プレミアム付商品券発行事業補助金、その他雑入
財政部	北海道市町村振興協会交付金、災害見舞金
環境市民部	畜犬登録手数料、狂犬病予防注射済票交付手数料、公害対策費交付金、海岸漂着物地域対策推進事業補助金、諸証明手数料、情報公開公文書交付費用
保健福祉部	地域生活支援事業補助金、（介護特会）権利擁護人材育成事業費補助金、（介護サ特会）訪問型サービス事業費収入、北海道市町村振興協会助成金、建物総合損害共済補償金、行政財産目的外使用料、グラウンド使用料、重度心身障害者医療費事務費補助金、（国保特会）災害臨時特例補助金
建設水道部	樋門・樋管操作委託金、物品売払収入、（水道事業会計）補償金、（個排特会）受益者分担金（現年度分）、（個排特会）排水設備手数料、（特環特会）受益者分担金（現年度分）、（特環特会）排水設備手数料、（公共下水道事業会計）排水設備手数料
厚田支所	その他雑入
浜益支所	地域総合整備財団助成金、市誌等売払代金
教育委員会生涯学習部	寄附金、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金、社会教育施設負担金、缶詰製作体験料
農業委員会事務局	農業者年金事務委託金、農業委員会費補助金

② 旅費の支給事務（費用弁償のうち出張関係）	出張命令簿や復命書、研修受講報告書の写しなど、支給事務に関する書類
③ 支出事務 ア 報酬（委員報酬、抽出）	委嘱に関する決定書、就労確認表など、支出に関する書類
北石狩公平委員会事務局	
総務部	総務課、情報政策課
財政部	財政課
建設水道部	水道営業課、下水道課
厚田支所	地域振興課
浜益支所	地域振興課
教育委員会 生涯学習部	社会教育課、文化財課
農業委員会事務局	
イ 交際費、ウ 需用費（印刷製本費、食糧費、医薬材料費）、エ 役務費（手数料のうち医療給付関係を除く）、オ 使用料及び賃借料（消火器賃借料、その他使用料及び賃借料）、カ 原材料費	決定書、執行決議書など、支出に関する書類
キ 負担金補助及び交付金（抽出）	補助金等交付申請書など、補助金等の支出に関する書類
企画経済部	新規就農者施設園芸普及事業補助金、地物市場とれのさと施設整備事業補助金、漁業振興奨励補助金（漁具保管倉庫新築事業・石狩湾漁協本所機能強化推進事業）、石狩市プレミアム付商品券事業補助金、石狩市移住支援金
環境市民部	札幌人権擁護委員協議会石狩部会運営事業交付金、石狩市保護司会交付金
保健福祉部	石狩大地の会事業運営補助金、身体障害者用自動車改造費助成交付金、敬老会事業交付金、いきいき健康・介護フェスタ事業交付金、全国・全道スポーツ大会参加補助金
建設水道部	河川愛護事業交付金
厚田支所	自治会連絡活動交付金

<p>教育委員会 生涯学習部</p>	<p>石狩市立聚富小中学校閉校記念事業補助金、石狩市立厚田小学校閉校記念事業補助金、石狩市立厚田中学校閉校記念事業補助金、石狩市立石狩小学校閉校記念事業補助金、石狩市立八幡小学校閉校記念事業補助金、地域創造アトリエ事業交付金、石狩市芸術文化振興奨励補助金</p>
<p>④ 契約事務（抽出）</p>	
<p>ア 予定価格50万円以上の委託料、 イ 予定価格130万円以上の工事請負費</p>	<p>執行決議書（起工決議書）など、契約に関する書類一式</p>
<p>総務部</p>	<p>庁舎清掃業務委託、本庁舎1階ホール電光掲示板設置業務委託、石狩市法制データベースシステム管理運営業務委託、平成31年度情報系システム等保守業務委託、平成31年度システム機器等保守業務委託、平成31年度業務系システムのアウトソーシング業務委託、令和元年度会計年度任用職員対応に伴う人事給与等システム改修業務委託</p>
<p>企画経済部</p>	<p>望来ダム堆砂量調査業務委託、望来ダム管理用道路除雪業務委託、浜益地区林道草刈等業務委託、浜益区幌地区市有林間伐材集積管理業務委託、浜益区幌地区市有林間伐工事、厚田地区都市再生整備計画事後評価実施業務委託、石狩市プレミアム付商品券販売・換金等業務委託、石狩市プレミアム付商品券事業総合業務委託</p>
<p>財政部</p>	<p>石狩市ふるさと応援寄附返礼品発送業務委託</p>
<p>環境市民部</p>	<p>水質調査業務委託、道路に面する地域の環境騒音評価業務委託、石狩市自然環境調査業務委託、一般廃棄物収集運搬業務委託（一般家庭ごみ石狩1地区）、一般廃棄物収集運搬業務委託（一般家庭ごみ石狩2地区）、一般廃棄物収集運搬業務委託（一般家庭ごみ石狩3地区）、一般廃棄物収集運搬業務委託（一般家庭ごみ石狩4地区）、一般廃棄物収集運搬業務委託（一般家庭ごみ石狩5地区）、平成31年度弁護士無料法律相談業務委託</p>
<p>保健福祉部</p>	<p>障がい者総合相談支援センター運営業務委託、基幹相談支援センター等機能強化事業（相談支援機能強化事業）業務委託、石狩市北地域包括支援センター運営事業委託、石狩市認知症地域支援推進事業委託、石狩市介護予防把握事業委託、福祉バス運行業務委託、平成31年度在宅当番医制運営業務委託、平成31年度追加的風しん対策健康管理システム改修業務委託、学校開放管理業務委託、柔道整復施術療養費支給申請書内容点検業務委託、令和元年度特定健康診査未受診者対策業務委託</p>

建設水道部	花川南斜風防東添線測量調査業務委託、花川南斜風防東添線詳細設計業務委託、(仮称)厚田小中学校外構工事、合同納骨塚整備工事、花川北11線通道路整備工事、花川北11線通道路整備付帯工事、管路更新実施設計業務委託、水道メーター検針及び漏水調査等業務委託、石狩市公営企業会計システム更新業務委託、浜益浄水場ろ過地機械・電気設備更新工事、浜益浄水場耐震化工事、花川南地区雨天時不明水対策検討業務委託、誤接続調査業務委託、下水道遠方監視装置新設工事、花川南第1工区公共下水道新設工事、花川南第1工区公共下水道新設付帯工事
浜益支所	浜益支所庁舎常駐警備業務委託、浜益支所庁舎機械設備等点検整備業務委託
教育委員会 生涯学習部	学校プール管理業務委託、各小学校建築設備点検業務委託(12条点検)、石狩八幡小学校開校に係る物品等移設業務委託、各中学校建築設備点検業務委託(12条点検)、石狩市学び交流センター(学校教育施設棟)管理業務委託、学校開放施設(カルチャーセンター)管理業務委託、地域資源映像記録撮影業務委託、はまます郷土資料館電気設備改修事業
農業委員会 事務局	農地情報管理システム保守整備業務委託
⑤ その他の事務 ア 北石狩公平委員会の運営事務	北石狩公平委員会の運営事務関係書類

3 着眼点

主要な着眼点として、以下の項目を設定した。

- ・ 予算の執行は適正な権限者が行いその手続きは適正か。
- ・ 調定、徴収及び現金取扱事務は適正に行われているか。
- ・ 支給対象となる事実及び役務の提供は客観的資料によって確認できるか。
- ・ 金額積算の根拠となる日数、時間数等は関係記録と合致しているか。
- ・ 支給額から源泉徴収すべき税金等の控除及び納付は適正に行われているか。
- ・ 旅費支出の目的、履行確認ができる文書等が整備されているか。
- ・ 検査検収は確実に行われ、かつ、物品供給、修繕等の事実のないものはないか。
- ・ 債務の確認は確実に行われ、かつ、役務提供又は使用関係のないものはないか。
- ・ 補助金等の交付時期は妥当であるか。

- ・実績報告に基づく補助金等の支出については、その成果の確認が行われているか。
- ・入札又は随意契約による場合、その理由は適正か。
- ・契約書、見積書等関係書類は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。
- ・契約の履行期限は守られているか。
- ・委託した事務事業が適正に履行されたか、成果物その他実績報告書で確認したか。
- ・過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

4 監査方法

監査の実施は監査基準に準拠し、対象部局に監査の基本的な考え方を示すとともに、あらかじめ関係書類の提出を求め、また監査を進めるにあたっては、財務に関する事務が、関係法令等に基づき適正に執行されているかを主眼として監査を実施した。

なお、監査において疑問が生じた場合は、担当課長及び担当職員から説明を受けるとともに、前回監査の指摘事項の改善・措置状況についての確認も行った。

5 監査結果

前述のとおり監査した結果、監査の対象となった事務が概ね適正に執行されていることが確認されたが、次のとおり指導を要する事項が見受けられた。

※令和2年8月4日に実施した監査結果の講評において、その状況や内容を説明するとともに改善を促した。

(1) 総務部

① 収入金の収入事務について（抽出）

- ・情報公開公文書交付費用において、写しの交付前に納付されていなかった。
- ・個人番号カード交付事業費補助金において、調定漏れがあった。

② 支出事務について（交際費）

- ・交際費において、執行について事前の決定がされていなかった。

③ 契約事務について（抽出）

- ・業務委託において、プロポーザル方式にて選定した候補者を、受託者として決定し通知していた。

- ・ 業務委託において、設計変更を行ったが、変更となる設計書が作成されていなかった。

(2) 企画経済部

① 支出事務について（交際費）

- ・ 交際費において、執行について事前の決定がされていなかった。

② 支出事務について（負担金補助及び交付金）

- ・ 補助金において、交付要綱では補助金額の千円未満は切り捨てとなっているが、切り捨てていなかった。
- ・ 補助金において、交付決定額と支出負担行為額が一致していなかった。また、交付決定の変更時に、支出負担行為額の変更を行っていなかった。
- ・ 補助金において、額の確定に伴う支出負担行為額の変更を行っていなかった。

(3) 環境市民部

① 収入金の収入事務について（抽出）

- ・ 申請の際に納付の必要な手数料において、申請時に納付がされていなかった。

② 契約事務について（抽出）

- ・ 業務委託において、執行決議書の決定前に見積依頼を行っていた。

(4) 保健福祉部

① 旅費の支給事務について（費用弁償のうち出張関係）

- ・ 出張命令簿において、出張命令権者の決裁漏れがあった。

② 支出事務について（負担金補助及び交付金）

- ・ 交付金において、交付規則で定める交付金額を交付していなかった。
- ・ 補助金において、交付対象ではない大会に交付していた。

(5) 建設水道部

① 収入金の収入事務について（抽出）

- ・ 物品売払収入において、金額で判断すると入札後は、事務決裁規程では決裁権者は副市長となるが、部長が決裁していた。

- ・ 手数料において、条例では 10 円未満の端数は切り捨てとなっているが、切り捨てていなかった。

(6) 厚田支所

① 旅費の支給事務について（費用弁償のうち出張関係）

- ・ 旅費の支給において、バス賃の額に誤りがあった。

② 支出事務について（交際費）

- ・ 交際費において、執行について事前の決定がされていなかった。

(7) 浜益支所

① 旅費の支給事務について（費用弁償のうち出張関係）

- ・ 旅費の支給において、支給漏れがあった。

(8) 教育委員会生涯学習部

① 支出事務について（交際費）

- ・ 交際費において、執行について事前の決定がされていなかった。

② 支出事務について（負担金補助及び交付金）

- ・ 補助金において、申請時の完了予定までに完了していないが、遅延報告がされていなかった。

(9) 農業委員会事務局

① 支出事務について（交際費）

- ・ 交際費において、執行について事前の決定がされていなかった。

第2 公の施設の指定管理者監査

1 監査期間

令和2年6月9日から7月7日まで

2 監査範囲

令和2年度監査等計画及び令和2年度監査実施計画（前期）に基づいて、令和元年度指定管理に係る出納その他の事務執行分を基本とし、必要に応じて他の年度の執行状況を勘案して監査を行った。

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| (1) 公の施設名 | はまなす国体記念石狩市スポーツ広場 |
| (2) 指定管理者 | 公益財団法人石狩市体育協会 |
| (3) 所管部局 | 保健福祉部（スポーツ健康課） |
| (4) 指定期間 | 平成30年4月1日から令和4年3月31日まで（4年間） |

3 着眼点

主要な着眼点として、以下の項目を設定した。

(1) 指定管理者

- ・ 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・ 利用促進のための努力はされているか。
- ・ 収支会計経理は適正にされているか。
- ・ 他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ・ 出納関係帳簿等の記帳は適切にされているか。
- ・ 領収書等の証拠書類の整備、保存は適切にされているか。
- ・ 管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。
- ・ 過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

(2) 所管部局

- ・ 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ・ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ・ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

- ・ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ・ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正にされているか。
- ・ 事業報告書の点検は適切にされているか。
- ・ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ・ 過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

4 監査方法

監査の実施は監査基準に準拠し、指定管理者及び所管部局からあらかじめ関係資料の提出を求めるとともに、関係職員から業務の概要等について聴取した。また、監査を進めるにあたり、指定管理者に対しては、条例及び協定書等に沿って適正な管理が行われているか、所管部局に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかに重点をおいて実施した。

なお、地方自治法第199条の2の規定により、花田監査委員を本監査から除斥している。実地調査については、次のとおり実施した。

実施日・施設	出席者
令和2年7月7日 はまなす国体記念石狩市スポーツ広場	公益財団法人石狩市体育協会 専務理事 西野 典男 事務局長 村谷 栄治 総務担当主幹 草島 猛 総務担当主任 小田切 奈美

【監査実施状況】



5 監査結果

監査の結果及び概要は、次のとおりである。

(1) 指定管理者

公益財団法人石狩市体育協会に対し、前述のとおり監査した結果、当該施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行が、概ね適正に行われていることが確認された。

(2) 所管部局

保健福祉部に対し、前述のとおり監査した結果、当該施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行が、概ね適正に管理が行われていることが確認されたが、次のとおり指導を要する事項が見受けられた。

※ 令和2年8月4日に実施した監査結果の講評において、その状況や内容を説明するとともに改善を促した。

- ・ 協定書及び仕様書について、実際の運用実態と合致しない規定や用語の不統一などが見られるため、現状を踏まえた全体的な内容の見直しが必要である。

6 参考資料

(1) 公の施設

① 名称

はまなす国体記念石狩市スポーツ広場

② 概況

本施設は、平成元年のはまなす国体秋季ソフトボール競技の開催地として本市が指定されたことを機に、市民の心身の健全な育成、健康の維持増進及びスポーツの振興を図るため、昭和 62 年に開設された。以来、市民のスポーツであるソフトボールについては、毎年のように全道、全国大会等が開催されているほか、多くの競技団体等に利用されている。

令和元年度の利用人数は、ソフトボール場が 21,173 人、サッカー場が 20,442 人、ゲートボール場が 106 人、芝生が 5,217 人、合計で 46,938 人であった。

管理運営は、平成 18 年度からは市議会の議決を経て指定管理者が行っており、平成 30 年度から令和 3 年度までが 4 期目の指定期間となっている。また、平成 20 年度からは利用料金制を導入している。

指定管理者の本施設に係る令和元年度の収支決算は、収入合計が 21,262,900 円、支出合計が 19,847,350 円で、差し引き 1,415,550 円の黒字であった。

昨年度は初めてジャパンカップ・デフ・ソフトボール北海道大会が開催されるなど、本市におけるスポーツ施策を基軸としたまちづくりにおいて、今後も大きな役割を期待するものである。

③ 施設の概要

所在地	石狩市花畔 337 番地 3
施設概要	・ソフトボール場：4 面（夜間照明 2 面） ・サッカー場：2 面（夜間照明 2 面） ・ゲートボール場：4 面 ・芝生
利用料金制の適用	有
利用時間	午前 8 時から午後 9 時まで
休場日	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

④ 利用料金

種別	区分	利用料金	
		単 位	金 額
ソフトボール場		1面1時間につき	900円
サッカー場		1面1時間につき	1,400円
夜間照明		1面1時間につき	1,200円

備考：1時間未満の利用は、1時間とする。

⑤ 利用状況

ア 年間利用者数の推移

(単位：人)

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01
51,716	40,519	46,365	48,562	56,949	56,468	49,078	54,018	44,791	46,938

イ 年間利用人数の内訳

(単位：人)

	ソフトボール場	サッカー場	ゲートボール場	芝生	合 計
H29	23,114	25,407	96	5,401	54,018
H30	19,185	18,731	76	6,799	44,791
R01	21,173	20,442	106	5,217	46,938

⑥ 収支決算の状況（令和元年度）

(単位：円)

区 分		金 額
収 入	指定管理者委託料収入	19,535,000
	指定管理者利用料収入	1,727,900
	計	21,262,900
支 出	通信運搬費	56,806
	手数料	78,254
	消耗品費	258,426
	修繕料	200,200
	光熱水料費	2,233,306
	賃借料	79,644
	賠償保険料	60,750
	租税公課費	1,190,000
	施設維持等業務委託料	15,689,964
	計	19,847,350
収 支 差 引		1,415,550

(2) 指定管理者

① 名称・代表者

公益財団法人石狩市体育協会

会長 永井 利幸

② 所在地

石狩市花畔 337 番地 4 (石狩市B & G海洋センター内)

③ 設立年月日

平成 10 年 4 月 1 日

④ 事業

- ・ 各種スポーツ教室の開催など、スポーツの普及・啓発に関する事業
- ・ 市民の健康の保持と体力の増進を図るための事業
- ・ 各種競技会の開催や指導者の養成など、競技力の向上に関する事業
- ・ スポーツの普及・振興に関し、功績のあった者の表彰
- ・ スポーツに関する情報収集及び提供
- ・ 石狩市のスポーツ施設の管理運営
- ・ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

⑤ 組織構成

